

	No	事業名	事業概要	平成20年度 事業計画	平成20年度 事業実績	所管局
2 人権が尊重される社会の形成						
(3) 男女平等参画とメディア						
ア. メディアへの対応						
	165	不健全図書類の区分陳列	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激する等、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底します。	・東京都青少年健全育成審議会の開催 (不健全図書類の諮問) 12回 ・不健全図書類の販売状況に関する立入調査 通年	東京都青少年健全育成審議会の開催 (不健全図書類の諮問) 12回 不健全図書類の販売状況に関する立入調査 ○自動販売機 127台 ○書店・コンビニ店等 518店舗	青少年・治安 対策本部
	166	インターネット等に関する取組	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。 インターネットやゲームをする上での、家庭内におけるルールづくりを支援することで、親子のコミュニケーションをより一層、緊密にすると同時に有害情報等から子どもを守ります。	条例に基づくフィルタリングの告知・勧奨に関する事業者の努力義務の徹底を図り、普及を促進していく。 ファミリールール講座、出前講演会の実施及びファシリテーター養成講座の開催 随時	条例に基づくフィルタリングの告知・勧奨に関する事業者の努力義務の徹底を図り、普及を促進。 ・関係業界に対し、普及促進を要請 ・携帯電話販売店等(387店舗)に対する調査の実施・公表 ファミリールール講座、出前講演会の実施及びファシリテーター養成講座の開催 計54回	青少年・治安 対策本部
	167	インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	・ネット環境浄化のために、ハイテク犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進します。 ・サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法・有害情報を収集し、対策と取締りを推進します。	通常業務を通して実施	通常業務を通して実施	警視庁
	168	情報モラル教育の充実	教職員研修センター等において教員研修を実施し、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	・選択課題研修 ・ICT活用指導力向上研修 *ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術。ITとほぼ同様の意味)	・選択課題研修 生活指導 500名年2回開催 ・ICT活用指導力向上研修	教育庁
	169	庁内広報誌作成のポイント	男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内に周知します。	ポスター等作成時の留意事項について周知	広報物発行に際して、各部署からの問合せや相談に対応し、男女平等参画の視点を周知	生活文化 スポーツ局